

議 案 第 1 0 号

平成26年3月26日提出

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部を改正する。

記

1 改正の趣旨

平成26年3月末の定年退職者から再任用が開始されることに伴い、技術指導員が再任用された場合の職名として、「学校業務指導員」を加えるものである。

2 改正内容

別紙のとおり。

3 施行期日

平成26年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 26 年 3 月 日

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和 49 年広島市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表県費負担教職員以外の職員の項中「技術指導員」の右に「、学校業務指導員」を加える。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（広島市教育委員会職員の職名に関する規則）

現 行				改 正				
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）				
区分		職名	職種名	区分		職名	職種名	
県費負担教職員	事務職員	(略)		県費負担教職員	事務職員	(現行に同じ)		
	技術職員	(略)			技術職員	(現行に同じ)		
	教員	(略)			教員	(現行に同じ)		
県費負担教職員以外の職員	事務職員	(略)		県費負担教職員以外の職員	事務職員	(現行に同じ)		
	技術職員	技師、栄養士			技術職員	(現行に同じ)		
	技能職員	技術指導員	学校技術員		技能職員	技術指導員、 学校業務指導員	(現行に同じ)	
		技術員	学校技術員、 調理技術員			(現行に同じ)	(現行に同じ)	
	業務職員	(略)	(略)		業務職員	(現行に同じ)	(現行に同じ)	
	給食調理員	(略)			給食調理員	(現行に同じ)		
	教員	(略)			教員	(現行に同じ)		